

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

## 平成26年度・平成27年度の保険料率が決まりました

区分	現行の保険料率 (平成24・25年度)	新しい保険料率 (平成26・27年度)
均等割額	40,000円	<b>41,700円</b>
所得割率	7.76%	<b>8.19%</b>



それぞれの保険料率による保険料額参考表(年額)			
ケース	現行の保険料率	新しい保険料率	増加額
年金収入80万円の 単身者の場合	<b>4,000円</b> (3,600円~3,800円)	<b>4,100円</b>	<b>+100円</b> (+300円~+500円)
年金収入150万円の 単身者の場合	<b>6,000円</b> (5,500円~5,700円)	<b>6,200円</b>	<b>+200円</b> (+500円~+700円)
年金収入250万円の 単身者の場合	<b>115,200円</b> (106,100円~ 110,700円)	<b>121,100円</b>	<b>+5,900円</b> (+10,400円~ +15,000円)

- 新しい保険料率で計算した平成26年度保険料は、**平成26年8月以降**に各市町村からお知らせします。
- 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する「保険料の軽減」は、平成26年度も継続されます。

※( )は、平成25年度まで不均一賦課されていた檜枝岐村、只見町、昭和村、矢祭町の保険料額です。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域に該当する方の医療機関等での窓口負担の免除期限延長について

### 対象者

### 避難指示等対象地域(※1)に該当する方(※2)

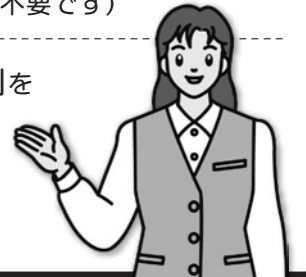
※1:旧警戒区域、旧計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点(ホットスポット)(いずれも解除・再編された地域を含みます)

※2:震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

対象者には有効期限が延長された「**一部負担金等免除証明書**」が、住民登録している市町村から送付されます。(手続きは不要です)

### 窓口負担の免除を受けるためには

有効期限が延長された「**一部負担金等免除証明書**」を医療機関等の窓口で提示してください。



## 福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)